**よくある質問**

Q１．親が子供に代わって，申請書類を作成してもよろしいでしょうか。

Ａ１．申請者は学生本人です。学生本人が申請書の作成を行ってください。

Q２．独立生計者で一人暮らしをしています。申請資格には，「独立生計者」についての記載がなかったのですが，申請することは可能でしょうか。

Ａ２．申請出来ません。

今回の募集では「母子家庭であること」が申請資格となっています。大変申し訳ございませんが，独立生計者(自ら収入を得て生活費や健康保険証の支払い等を行っている者)の方は申請が出来ません。

Q３．一人暮らしをしています。アルバイトで生計を立てていますが，母親に健康保険証の支払い等を行ってもらっています。申請することは可能でしょうか。

Ａ３．申請出来ます。

この場合は，母親の扶養(経済的援助を受けていること)に含まれますので，「母子家庭であること」の申請理由に該当します。

Q４．現在，本州の実家に帰省していて大学へ行くことが出来ないため，ACMより成績証明書の発行が出来ませんどうすればよろしいでしょうか。

Ａ４．メールかお電話にてご相談ください。

Q５．実家に一緒に住んでいる兄弟(姉妹)に社会人学生がいます。 その人の住民税が記載されている所得証明書，又は市町村民税の課税・非課税証明書の添付は必要でしょうか。

Ａ５．必要です。

　　　他の書類と共にその人の住民税が記載されている所得証明書，又は市町村民税の課税・非課税証明書の提出もお願いいたします。(参考：家計状況等調書作成要領)

Q６．実家から大学へ通っていますが，兄弟(姉妹)が大学生で一人暮らしをしながら大学へ通っています。提出書類には「家族全員分の住民票又は戸籍謄本」との記載がございますが、どちらを提出すればよろしいでしょうか。

Ａ６．戸籍謄本を提出してください。

　　　戸籍謄本は、戸籍に記録されている方全員の身分関係（出生，結婚，死亡，親族関係など）について，証明する書類のため，本人や兄弟(姉妹)が大学生で一人暮らしを行っていても本拠地となっている付近の役所等で取得が出来ます。

Q７．実家が本州のため，寮から大学へ通っています。戸籍謄本を提出しようと考えているのですが，社会人の兄弟(姉妹)が記載されています。社会人の兄弟(姉妹)について記載した方がいいのでしょうか。

Ａ７．実家で一緒に住んでいるかどうかにより，異なります。

　　　実家で一緒に暮らしている　⇒家族状況等調書（学内選考資料）に記載が必要です。

家計状況等調書作成要領を参照ください。

　　　実家で一緒に暮らしていない⇒家族状況等調書（学内選考資料）に記載不要ですが，

　　　　　　　　　　　　　　　　　戸籍謄本に付箋等で「○○は社会人の兄弟であり

別生計で生活しています」と記入し，記入漏れ

ではないことがわかるようにご提出下さい。

Q８．「きのとや奨学金支給申請書」のメールアドレスは，携帯のメールアドレスでもよろしいでしょうか。

Ａ８．パソコンのメールアドレスを記載して下さい。(ELMSメール等)

　携帯のメールアドレスでは，PDFファイルやExcel等のデータファイルを添付したときに届かない恐れがあります。パソコンのアドレスを記載してこまめにご確認下さい。

Ｑ９．申請書作成中は母子家庭でしたが，母親が再婚しました。どうすればよろしいでしょう

か。

Ａ９．募集要項「11．給付の廃止」の⑤に該当致しますので，メールにてご連絡下さい。

　　　以下の手続きが必要です。

申請中の場合⇒申請辞退　　　受給中の場合⇒給付の廃止手続き

Q１０．きのとや奨学金の結果を受け取りに行けません。どうしたらよいでしょうか。

Ａ１０．メールにてご相談ください。

Ｑ１１．きのとや奨学金の結果は，申請者の親に直接届きますか。

Ａ１１．結果通知が大学から親に直接届くことはありません。

大変申し訳ございませんが，学生本人から結果をご確認ください。

お問い合わせ先

学務部学生支援課奨学支援担当（高等教育推進機構４番Ｂ窓口）

電話　　011-706-7530

メール　syogaku@academic.hokudai.ac.jp